

# ペットの命を 簡単に捨てないで

～ ペットを家族として迎えた時の気持ちを思い出してください～



改正「動物の愛護及び管理に関する法律」が平成25年9月1日から施行され、動物の飼い主には、その動物が命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」の責任があることが、法律上明確にされました。このため、次の場合には、保健所、保健センター等へ犬猫の引取依頼があっても、原則お断りします。

- ① 新たな飼主を探す努力を行っていない場合
- ② 犬猫が老齢又は病気であることを理由とする場合
- ③ 子犬や子猫の引取依頼において、避妊去勢手術等の指示に従わない場合
- ④ 引取りを繰り返し求められた場合
- ⑤ 引っ越し先がペットを飼えない物件である等、飼養が困難であるとは認められない場合
- ⑥ 犬猫の販売業者から引取依頼があった場合

それでも、どうしても飼えない場合は、最寄の京都府各保健所、京都市各保健センター、京都府動物愛護管理センター、京都市家庭動物相談所へご相談ください

愛護動物の遺棄・虐待などは  
100万円以下の罰金が科せられることがあります。